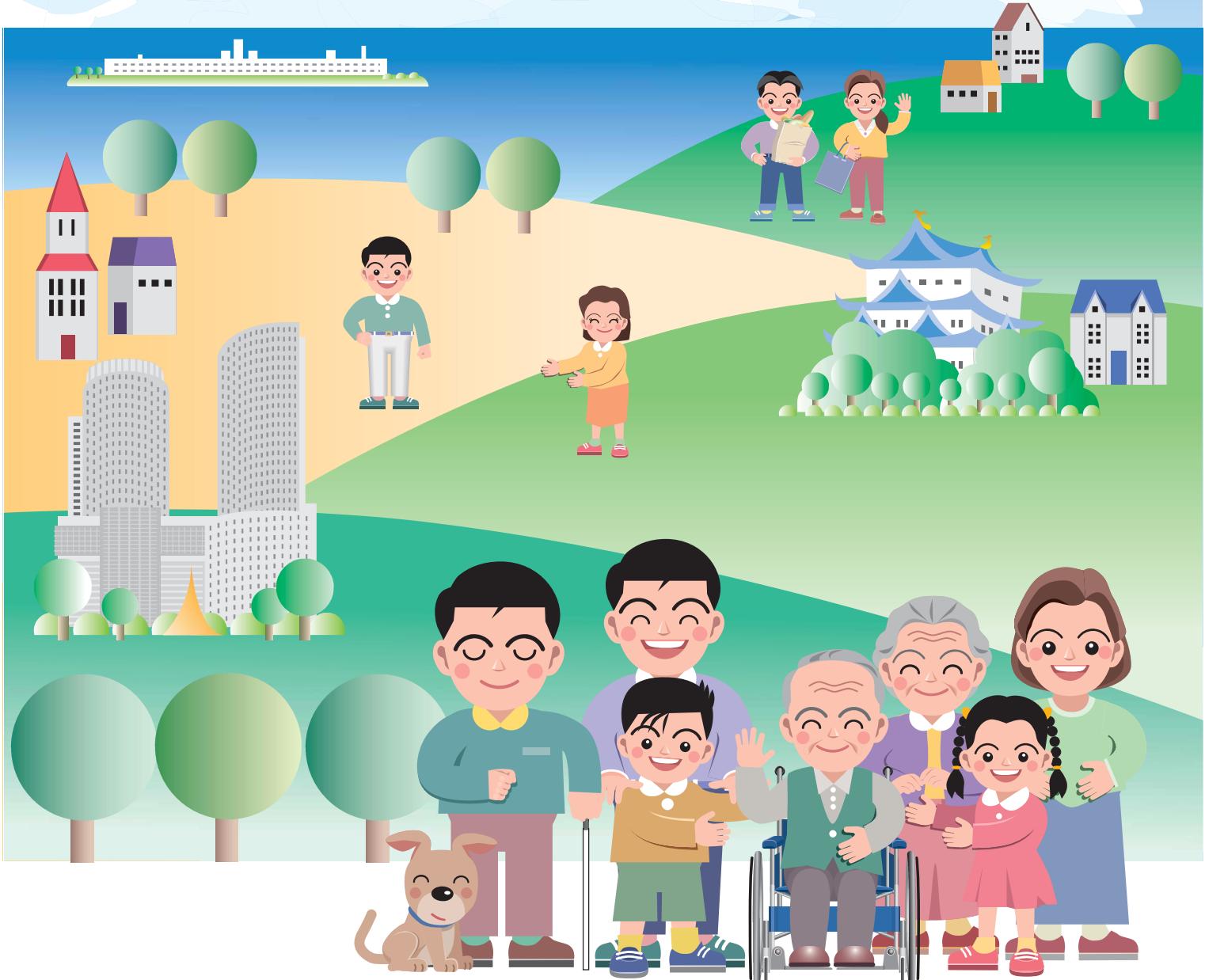


# 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の あらまし

～すべての人があらゆる施設を円滑に利用できるようにするために～



# 「人にやさしい街づくり」って？

すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るために、高齢の方や障害のある方を含む誰もがあらゆる施設を円滑に利用できるようにすることが大切です。

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」は、そのための取り組みを進めていくために定められています。

## 基本方針

人にやさしい街を実現するために…

- ・すべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進します。
- ・すべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進します。

## 「人にやさしい街づくり」を推進するための役割

### 県民は？…

#### 人にやさしい心を育む

人にやさしい街づくりへの理解を深め、やさしい心を育むとともに、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

### やさしい心ってどんなこと？

たとえば…

視覚障害者誘導用ブロックの上に、自転車などの障害物を置かないようにしましょう

こんな所に  
自転車が置いて  
あったら  
危ないよね！



### 市町村は？…

#### 人にやさしい街を 計画的に実現する

地域の街づくりの主要な担い手として、地域の実情に応じた施策と計画に基づき、人にやさしい公共施設の整備などを行って、人にやさしい街の実現を図ります。

### 事業者は？…

#### 人にやさしい施設をつくり、 やさしいサービスを提供する

誰もが円滑に利用することができるよう施設の整備を進め、その機能を維持するとともに、人にやさしいサービスを提供するよう、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

### やさしいサービスって どんなこと？

たとえば…

視覚障害のある方に分かるように、点字による施設のガイドマップを用意しましょう



### 県は？… 人にやさしい施策を実行する

人にやさしい街の実現のため、総合的な施策をつくり、県民、事業者、市町村と協力して実行します。また、人にやさしい街づくりに関する広報活動、啓発活動等を進めます。

## 人にやさしい整備が求められる施設（特定施設）

多数の方が利用する施設を「特定施設」と呼び、敷地内の通路や廊下、階段、便所などについて整備基準が定められています。

### ■ 特定施設の種類

#### 【特殊建築物】

- ・学校等
  - ・博物館、美術館、図書館
  - ・体育館、ボウリング場、水泳場などのスポーツ施設、遊技場
  - ・病院、診療所、施術所
  - ・社会福祉施設
  - ・劇場、映画館、演芸場、観覧場
  - ・公会堂、集会場
  - ・展示場
  - ・百貨店、マーケットなどの店舗
  - ・飲食店、喫茶店
  - ・理髪店、クリーニング取次店
  - ・公衆浴場
  - ・ホテル、旅館
- ・50戸超又は2,000m<sup>2</sup>以上の共同住宅  
・2,000m<sup>2</sup>以上の工場

#### 【事務所】

- ・国、県、市町村などの事務所
- ・銀行その他の金融機関の事務所
- ・2,000m<sup>2</sup>以上の事務所

#### 【公衆便所】

#### 【地下街等】

#### 【道路】

#### 【公園、緑地等】

#### 【旅客施設】

- ・鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港旅客施設、空港

#### 【駐車場】

#### 【50戸以上の1団地の住宅施設等】

### ■ 主な整備項目

- \* 敷地内の通路、廊下、歩道、園路
- \* 出入口
- \* 階段
- \* エレベーター
- \* 便所
- \* 駐車場
- \* 案内表示
- \* 客席
- \* 浴室
- \* 客室

など

※100m<sup>2</sup>以下の特殊建築物については、  
\* 敷地内の通路  
\* 建築物の出入口  
が整備対象となります。

## 整備基準

整備基準は、特定施設を不特定多数の方や高齢の方、障害のある方などが円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備に関する基準として定められたものです。

整備基準には、最低限の基準である「義務の基準」と、より円滑に利用できるようにするための基準である「努力義務の基準」があります。

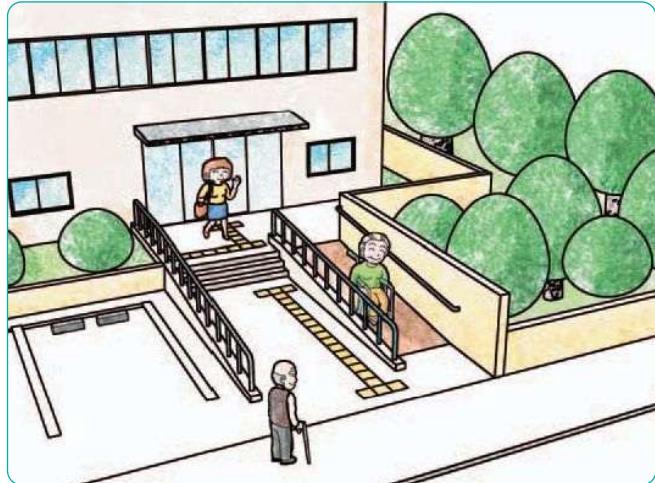
### ●建築物の整備基準●

#### ■敷地内の通路、廊下等

道路や駐車場から建物の玄関に通じる通路及び廊下は、高齢の方や車いす使用者も安心して通行できるよう、段を設けないようにしましょう。また、人と車いすのすれ違いができる幅にしましょう。

##### 主な整備基準

- 敷地内通路の有効幅員 1.4m以上  
(スロープを設ける場合の勾配 1/15以下)
- 廊下の有効幅員 1.4m以上  
(スロープを設ける場合の勾配 1/12以下)



#### ■出入口

出入口は、段を設げず、車いす使用者が通過できる幅を確保しましょう。また、ドアは自動ドアや引き戸など、円滑に利用できるようにしましょう。

##### 主な整備基準

- 玄関出入口の有効幅員 90cm以上
- 他の出入口の有効幅員 80cm以上
- 戸の構造は、自動ドアなど開きやすいものとする。



#### ■100m<sup>2</sup>以下の特殊建築物

100m<sup>2</sup>以下の特殊建築物については、高齢の方や車いす使用者が円滑に通ることができるよう、通路と出入口の幅を確保しましょう。

##### 【より円滑に利用するため】

- 小規模な施設でも、便所には、車いす使用者などが利用しやすいブースを設けるよう努力しましょう。



## ■階段

階段は、転倒や転落の危険がないよう、表面を滑りにくくし、手すりを設けましょう。

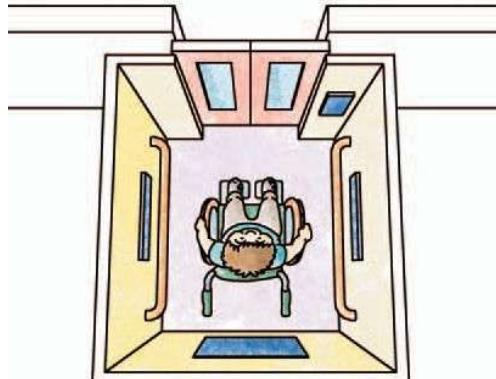
## ■エレベーター

大規模な施設には、エレベーターを設け、高齢の方や障害のある方が容易に上下階へ移動できるようにしましょう。

また、それぞれの障害に配慮した操作ボタンや音声案内、電光表示などの案内表示設備を設けましょう。

### 主な整備基準

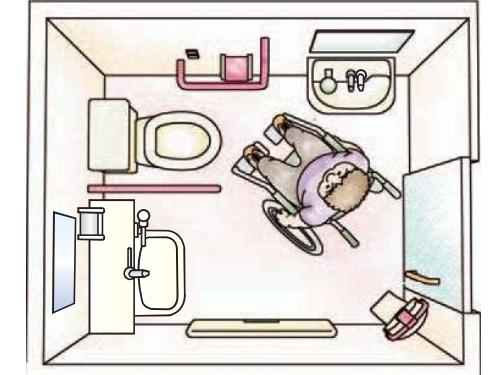
- かごの奥行 内法 1.35m以上
- かごの出入口の有効幅員 80cm以上



## ■便所

便所は、洋式便器と手すりを1つ以上設けましょう。また、男子用便所の出入口近くの小便器は、床置式として手すりを設けましょう。

大規模な施設には、車いす使用者が利用しやすいブースを設けるとともに、乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、オストメイトのための設備を設けましょう。

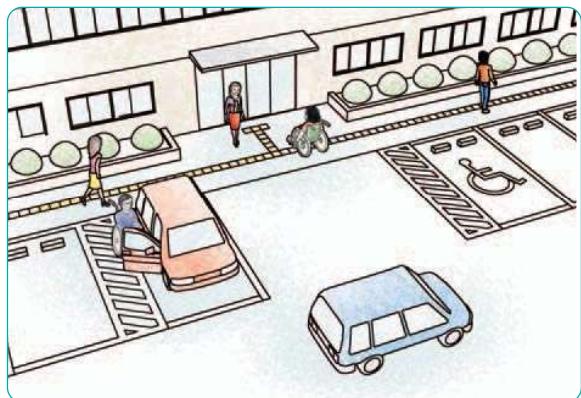


## ■駐車場

大規模な施設には、車いす使用者等が円滑に利用できるよう、建物の入口の近くに車いす使用者用駐車スペースを設けましょう

### 主な整備基準

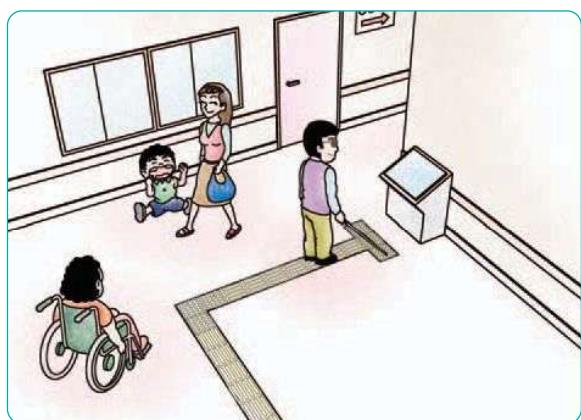
- 車いす使用者用駐車スペースの幅員 3.5m以上



## ■案内表示

案内表示は、高齢の方や障害のある方にもわかりやすく適切に行いましょう。

大規模な施設には、視覚障害のある方が安全に通れるよう、道路から受付までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックか、音声による誘導装置を設けましょう。



## ■客席・浴室・客室

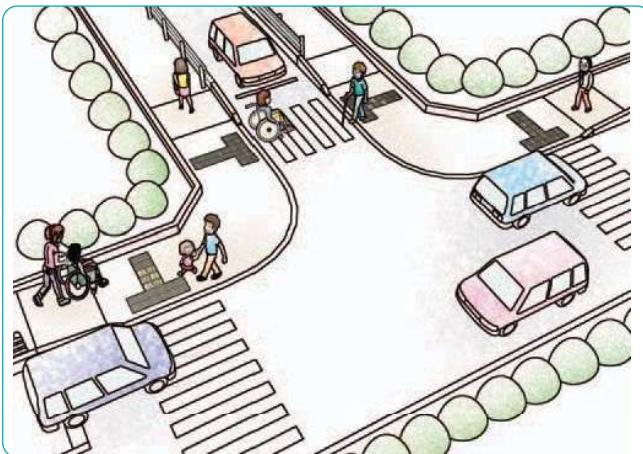
客席や浴室、客室は、車いす使用者などに配慮しましょう。

## ●道路の整備基準●

高齢の方や障害のある方を含むすべての歩行者が円滑に通行できるよう、段や障害物を設けないようにしましょう。

### 主な整備基準

- 歩道の有効幅員 2m以上
- 自転車歩行者道の有効幅員 3m以上



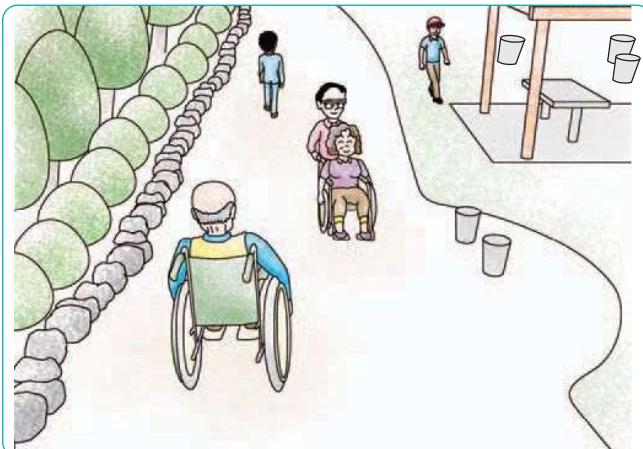
## ●公園、緑地等の整備基準●

高齢の方や障害のある方などが、公園や緑地を円滑に利用することができるよう、園路や便所を整備しましょう。

大規模な公園の便所には、車いす使用者が利用しやすいブースを設けましょう。

### 主な整備基準

- 主要な園路の有効幅員 1.4m以上
- 出入口の有効幅員 1.2m以上
- 車止めの柵を設けた出入口の有効幅員 0.9m以上



## ●旅客施設の整備基準●

高齢の方や障害のある方などが、円滑に移動することができるよう、整備しましょう。

### ●県が取り組む普及啓発事業●

#### ●人にやさしい街づくり出前講座

人にやさしい街づくりについて、県内の小学校で授業を行う「出前講座」を実施しています。

#### ●人にやさしい街づくり地域セミナー

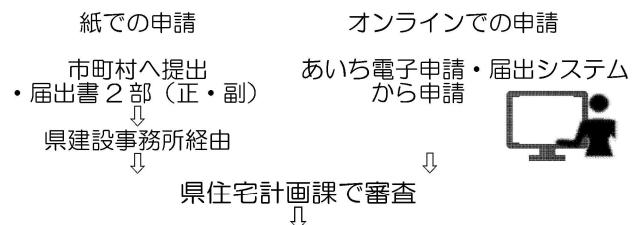
「人にやさしい街づくり」をテーマに、地域の特性を反映したセミナーを、市町村と共に開催しています。

## 施設整備に関する手続き

### 「特定施設整備計画届出書」による届出の義務

特定施設新築等工事に着工する30日前までに、整備基準に適合させるための計画を、届け出ることが必要です。

「届出書」は特定施設整備計画届出書、適合状況項目表、付近見取図、配置図、平面図、その他整備基準に係る整備計画を明示した図書になります。



### 適合結果の通知

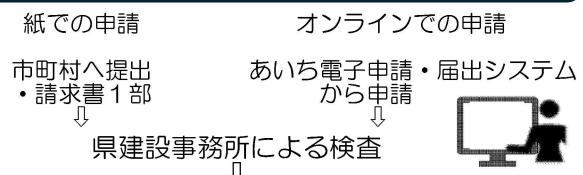
### 「特定施設整備計画変更届出書」※変更がある場合（手続きは届出書に準ずる）

### 工事完了

### 適合証の交付請求 ※任意

特定施設を円滑に利用できるように整備したときは、適合証の交付を受けることができます。

「請求書」は適合証交付請求書と適合状況項目表を提出してください。



### 適合証の交付

（特定施設の見やすい位置に掲示してください）



※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の届出等については、それぞれの市へお問い合わせください。



◀オンライン申請は  
あいち電子申請・届出システム  
から行ってください。

「ひとまち」



## 施設整備に関する努力義務

- 高齢の方や障害のある方などから、整備基準に適合させるための方法などについて、意見を聴きましょう。
- 既にある特定施設は、整備基準に適合させるようにしましょう。
- 整備基準に適合させたときは、その構造や設備の機能を維持しましょう。

●人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先●

愛知県建築局公共建築部住宅計画課  
街づくり事業グループ

TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145  
E-mail: [jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp)



※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の  
届出等については、それぞれの市へお問い合わせください